

京田辺市上下水道事業経営審議会(第5回)議事録

日時

令和元年9月27日(金) 午前9時30分～午前12時

場所

京田辺市上下水道部事務所 2階 大会議室

出席者

山田会長、米田副会長、大嶋委員、山中委員、赤尾委員、小長谷委員、杉本委員、川嶋委員

(会長、副会長を除き、京田辺市上下水道事業経営審議会規程第2条に示す第1号委員から第3号委員の順、各号内で順不同)

欠席者

益田委員、太田委員

事務局

伊東公営企業管理者職務代理者、大富上下水道部副部長、上杉経営管理室担当課長、村上上水道課長、竹村下水道課長、尾崎経営管理室企画経営係長

事務局補佐

株式会社日水コン3名

傍聴者

0名

議事

1 開会

2 審議事項

(1) 水道事業の投資・財政計画の策定、経営・料金のあり方について

第4回経営審議会の議事録について報告を行った後、事務局より定足数の確認を行った。

審議会の公開について、会長から各委員の了承を得た後、事務局から以下の内容を説明した。

- 第4回経営審議会の振り返り
- 水道事業の投資・財政計画の策定
- 水道事業の経営・料金のあり方

【主な質疑】

- (委員) 21ページのグラフは使用水量別を横軸にとって作成していますが、水道メーターの口径別のデータを見ることは可能でしょうか。
- (事務局) 下の凡例に示しておりますように、口径別に色分けをして書く口径の使用件数を積み上げたグラフとなっています。
- (委員) 口径20mmの使用者が圧倒的に多いですね。
- (委員) 一般家庭でも口径30～50mmを使用している場合はありますか。
- (事務局) 給水栓の数によっては20mmよりも大きい口径を使っている場合もあります。
- (委員) どこから水道メーターの口径になるのですか。
- (事務局) 配水管の取り出しから水道メーターの口径に変わります。
- (委員) 自分で水道メーターの口径を変えようとするれば変えられるのですか。
- (事務局) 申請をしていただければ可能ですが、基本料金が高くなります。
- (委員) 18ページで上水道課と下水道課の縦割りの壁をなくすということについて、一般市民の自分からするととても簡単なことのように思えるのですが、一般の行政において何が難しいのですか。決められた系統から出されたことだけしかしてはいけないといったような決まりなどがあるのですか。
- (事務局) 実際のところ、所属している課の中の仕事をする決まりになっています。そのような状況ですので、上水道課と下水道課を統合して上下水道課にすることで中の係を割りやすくする予定です。なお、現在でも係長は係に縛られますが、その下についている人員は、他課にも目配せしながら調整して業務を行っています。
- (委員) すぐに課を全部一緒にして、その課の中で係を分けて皆がどの業務でもできるようにするべきですね。
- (事務局) 上水道課と下水道課を統合する取組みは機構改革に当たります。各組織には条例がありますので、議会に提出して条例を変える

必要がありますが、組織の人数が少なくなっているため、その中で流動的な人員配置をし、技術者育成も含めて上下水道で連携して進んでいきたいと思えます。

(委員) 組織機構改革だけでなく、職員の意識から変えていくことも必要だと思えます。

(委員) 料金の見直しはしないという話でしたが、もともとは料金を上げる方向で考えたけど料金の見直しは行わないという話なのですか。

(事務局) 使用水量の山が10m³以下の方に移動してきているなら、料金値上げや料金体系の見直しも考えなければならぬと考えていましたが、調べた結果はピークが10m³以上にありましたので、今回は料金体系の見直しは行いません。

(委員) 世帯人数の多い世帯を中心に料金を上げるとなると、今家族の多い比較的若い世代が京田辺市の料金収入をずっと負担をしていく形にならないかなと懸念を持ちました。早めに上げておいた方が、世代間均等性のバランスが取れるのではないかと考えました。もちろん将来的に世帯人数の少ない世帯ばかりの都市を作ろうと考えておられないので、都市計画としてバランスをとられると思えますが、もし、今世帯人数が多くて将来的に世帯人数が減ってしまう世帯がずっと水道を支えるような状況になるのであれば、不公平かなと感じます。

(委員) 使用水量の山が移動するには時間を要するとのことですが、今回料金体系の変更をしないということは、何年先まで読んでの判断ですか。

(事務局) 経営戦略として50年先を見据えた中での10年分を読んでいます。また、料金算定期間を4年として計算していますので、4年後にこの料金が適切かどうか改めて判断することとなりますが、収益的収支において毎年発生する未処分利益を積み上げてきた資金が6億円あり、むこう10年の計画については、単年度赤字が出ても累積欠損金を出さないという方向で考えています。

(委員) 一か月ほど前に京田辺の水道料金が上がるという新聞記事を見たような気がするのですが実際はどうなのですか。

(事務局) それは京都府営水道の料金体系について、現在、木津系、乙訓系及び宇治系に分かれているものを統一しようという中間答申が出されたことを指していると思えます。

(委 員) 基金の運用ルール見直しで、料金調整基金を現状維持する理由として、府営水単価の変動する要因を懸念するとありますが、どういうことを懸念するのですか。

(事務局) 京都府営水道で料金を検討中であるため、結論が出る前に京田辺市で決めてしまうよりも決定した後に基金の取り崩しルールを決めたいということ。さらに、約6億円の留保資金を取り崩してからでないで料金改定の話には移れないと考え、本経営戦略策定期間中においては、現ルールのままにしておこうと考えています。

(委 員) 京田辺市にある2つの基金のうち、建設基金については、時代の変化に応じて取り崩し範囲を広げていこうということで、過去の拡張事業で整備した資産の更新に基金を充てられるように条例改正をしたい内容でした。また、今後10年間は累積欠損金も出ないため、料金水準そのものを上げていく必要はないのではないという内容になっています。最後の料金体系については、料金水準を変えないのに、料金体系だけを変えるというのは行政的な施策としては難しいため、今回は見直しを行わないという内容であることをご理解いただきたい。

(2) 下水道事業の投資・財政計画の策定、経営・料金のあり方について事務局から以下の内容を説明した。

- 第4回経営審議会の振り返り
- 投資・財政計画の策定
- 経営のあり方
- 使用料金のあり方
- 今後の方針

【主な質疑】

(委 員) 資料の計算結果では小数点以下の端数が記載されていますが、丸めた数値でもよいのではないですか。

(事務局) 前回の経営審議会では、改定率41%と36%を示しましたが、具体的に単価がどうなるのか。料金はどうなるのかがわかりやすいようにと計算した結果を示しています。事務局の方向性としては、基本料金は変えず、従量料金を変更することで対応したいと考えています。実際の改定にあたっては、その数値を精

査することになりますが、まずはどれぐらいの料金になるのかという目安としてお示ししています。

(委員) 水道と同じ1～8 m³、9～20 m³という料金体系区分に意味があるのでしょうか。

(事務局) 水道は、固定費分を基本料金で回収し、少量や大口使用者に配慮して従量料金を設定しています。下水道は水道よりも後に整備されたインフラなので、整備した時にすでに、汲み取りや浄化槽があり、早く下水道につないでもらうため、10 m³までは従量料金がかからないように設定したという経緯があります。近年では、各市町でだいたい横並びに設定していますが、料金改定では基本料金区分や使用料区分も下げているところが多く、各自治体で考えるべきですが、本市では基本料金は必要で、1 m³から従量料金を設定する方針と考えています。

(委員) 公衆浴場汚水の料金は、なぜ安いのでしょうか。

(事務局) 過去に京田辺市で経営していた公衆浴場を対象にした料金です。基本的に風呂のない世帯のために安く設定しています。なお、スーパー銭湯等は一般汚水料金に含まれます。

(委員) 水道料金を支払わない人(滞納者)はどれぐらいますか。

(事務局) 平成30年度で水道は1.8%、下水道は1.3%が未収となっています。

(委員) 経営を圧迫しているのですか。

(事務局) 圧迫するもととなるので、滞納整理をし、状況によっては停水もしています。

(委員) 水道を止めているのですか。

(事務局) いきなり止めるのではなく、分割納付等の手続きの催促など幾度かの段階で助言も行っています。

(委員) 料金体系の変更で経費回収率が100%となるのかということが重要です。23ページの使用水量区分から計算し、使用料金徴収額の算定結果をもとに議論するのはどうでしょうか。大口使用者の値上げリスクについても、区分ごとの内訳があるとわかりやすいのではないですか。

(事務局) 今回の経営審議会は、料金体系そのものを認めてもらうのではなく、料金水準を決めていただきたいと考えています。今回はあくまで例として試算した結果をお示ししています。

(委員) 経営審議会で決めること、議論することが何なのか改めて教えてください。

- (事務局) 具体的には、1 m³あたり何円の料金水準を目指すのか。また、経費回収率は何%を目指すのかといった大きな部分を審議していただきたいです。
- (委員) 使用水量区分で最も件数の多い20 m³/月の値上げ率が高くなるのではないかと。値上げ率の高いところが見えるようにした方がよいのではないかと。そのような議論を記録として残しておいた方がよいと思います。
- (委員) 各家庭にメーターが1つしかないのに、どうやって水道と下水道の使用量を出して、料金をもらっているのですか。
- (事務局) 水道での使用水量と同じ量を下水道使用量と換算して料金を徴収しています。
- (委員) 地下水を使っている場合は、その量を考慮しているはずですが。繰り返しの話になりますが、公営企業として下水道事業を健全に経営していくため、事務局としては必要な額での料金改定を提示されています。改定そのものに反対ではないのですが、激変しますので、なにか附帯条件として、例えば、雨水事業、洪水、浸水対策に努めるためだとか、下水道を衰退させないような配慮をするなどの経営審議会として、市民が納得していただける答申をしてはどうでしょうか。
- (委員) 下水道事業への認識がないというのが正直なところですが。経営と言われてもピンと来ないところがあります。
- (委員) 公営企業になったばかりで、今までの一般会計に頼る体質から、一般の会社経営と同じようには、なかなか変わらない状況にあります。もう一つのポイントである8 m³までとする体系についてはどうでしょうか。
- (委員) 一番使用水量(10,000 m³/月)の多い区分だと毎月かなりの値上げ額になりますが、企業を説得できるのでしょうか。対象はどのような企業になるのでしょうか。
- (事務局) 大企業が対象になります。
- (委員) 宇治市の料金はすごく高いですね。それに比べて京田辺市は安い方です。
- (事務局) そういった状況もあり、ケース2-2が妥当ではないかと考えています。激変緩和については、市長と相談してまいりたいと思います。
- (委員) 附帯条件の提示と考慮すべき事項を上げた上で、市長などと相談して最終決定していただければと思います。あと、京都府の

料金見通しについてはどうでしょうか。

(事務局) 京都府は、今年から公営企業になったのですが、来年から2年かけて経営審議会を行い、経営戦略を策定する予定です。その後、料金改定などの検討結果、方針が出されると考えられます。

(委員) 京都府の料金改定については、この計画に考慮していないということですね。それでは、附帯条件を付けて、事務局の示す大きな流れで進めていくということよろしいでしょうか。

(全員) 異議なし。

3 公営企業管理者職務代理者挨拶

今後のスケジュールについて事務局から説明・調整した後、公営企業管理者職務代理者から挨拶を行った。

4 閉会

以上